

西宮市

おくやみ手続きのご案内

市役所での必要な手続きチェックリスト・・・・・・・・・・ P1～P3

市役所での手続き概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4～P10

市役所では、このようなご相談も承っています・・・・・・・・ p10

(参考) 市役所以外での、おくやみに関する主な手続き一覧・・ P11

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

死亡に関する手続きは色々な種類がありますが、お亡くなりになった方によって必要な手続きが異なりますので、少しでもご遺族の方のお役に立つように、本リーフレットを作成いたしました。このリーフレットでご案内している手続きは全ての方に当てはまるものではなく、また記載されていないものもありますが、ご活用いただけましたら幸いです。

なお、亡くなった方の埋火葬が終わっている場合は、すでに死亡届は提出されておりますので、戸籍、住民票には自動的に除籍・除票の記載がされます。ただし、記載完了までに1週間～10日程かかる場合があります。

おくやみコーナーのご案内

本市では、亡くなられた後の市役所での手続きについてご案内するとともに、申請書の作成をお手伝いするなど必要な手続きをできるだけ円滑に行っていただけるようおくやみコーナーを開設しております。

※コーナーでのご案内後、市役所の各担当窓口で各種手続きを行っていただきます。

※コーナーを利用したことで各担当窓口にて優先的に手続きができるわけではありません。

※コーナーを利用せずに直接各担当窓口に行って手続きをしていただくことも可能です。

- 場所 市役所本庁舎1階 正面玄関入って右側
- 開庁時間 平日 午前9時～午後5時30分（最終受付は午後4時30分）
- お問い合わせ 0798-35-3001

(令和5年10月現在)

市役所での必要な手続きチェックリスト（3の1）

（※1）「場所」欄で「〇階〇番窓口」とあるのは市役所本庁舎内の階と窓口の番号です。本庁舎以外の場合は住所等を記載しています。

（※2）「支所等」欄で「支」とあれば各支所で、「ア」とあればアクタ西宮ステーションで、「サ」とあれば各サービスセンターでも手続きができます。なお、アクタ西宮ステーションは他の支所等と同様に平日9時00分から17時30分までの取扱い業務となります。

（※3）「参照ページ」に手続きの概要を記載しています。（例：4Aと記載されている項目については4ページのAの項目をご覧ください。）

亡くなられた方についてのご確認		チェック欄	主な手続き	担当部署	場所 （※1）	支所等 （※2）	参照ページ （※3）
税金	原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>	・名義変更、廃車の届	税務管理課 ☎0798-35-3209	2階 21番 窓口	支	4A
	2輪の軽自動車（125cc超250cc以下）、2輪の小型自動車（250cc超）、軽自動車を持っていた	<input type="checkbox"/>	・軽自動車税の相続人の届出	税務管理課 ☎0798-35-3209	2階 21番 窓口	—	4B
	市県民税が課税されていた	<input type="checkbox"/>	・代表相続人の指定（同じ世帯の方が相続人の場合は不要）	市民税課 ☎0798-35-3214	2階 20番 窓口	—	4C
	西宮市内に不動産を所有していた	<input type="checkbox"/>	・固定資産税の相続人の届出	資産税課 ☎0798-35-3269	2階 22番 窓口	—	4D
住民票	15歳以上の世帯員が複数いる世帯の世帯主だった	<input type="checkbox"/>	・世帯主の変更	市民課 ☎0798-35-3108	1階 8番 窓口	支 ア サ	5A
健康保険	後期高齢者医療制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	・後期高齢者医療制度の脱退等 ・葬祭費の支給申請	高齢者医療保険課 ☎0798-35-3154 ☎0798-35-3192	1階 5番 窓口	支 ア サ	5B
	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	・国民健康保険の脱退等 ・葬祭費の支給申請	国民健康保険課 ☎0798-35-3117 ☎0798-35-3120	1階 3-3番 窓口	支 ア サ	5C
	国民健康保険に加入している方のいる世帯の世帯主であった	<input type="checkbox"/>	・国民健康保険の世帯主の変更	国民健康保険課 ☎0798-35-3117			6A
年金	厚生年金、共済組合に加入（第2号被保険者）し、20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人）を扶養していた	<input type="checkbox"/>	・国民年金種別変更の届	医療年金課 ☎0798-35-3124	1階 4-1番 窓口	支 ア サ	6B
	国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者だった	<input type="checkbox"/>	・遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求				—
	障害基礎年金、遺族基礎年金または寡婦年金のいずれかのみを受給していた	<input type="checkbox"/>	・未支給年金の請求			—	6D
	特別障害給付金を受給していた	<input type="checkbox"/>	・未支給金の請求				
	西宮市外国人等高齢者特別給付金または西宮市外国人等障害者特別給付金を受給していた	<input type="checkbox"/>	・未支給金の請求				
通報機器	市から緊急通報機器が貸与されていた	<input type="checkbox"/>	・緊急通報機器の返還	地域共生推進課 ☎0798-35-3286	3階 36番 窓口	—	6E
介護保険	65歳以上だった、または介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	・介護保険被保険者証等の返還	高齢介護課 ☎0798-35-3313	1階 11番 窓口	支 ア サ	7A

市役所での必要な手続きチェックリスト（3の2）

（※1）「場所」欄で「〇階〇番窓口」とあるのは市役所本庁舎内の階と窓口の番号です。本庁舎以外の場合は住所等を記載しています。

（※2）「支所等」欄で「支」とあれば各支所で、「ア」とあればアクタ西宮ステーションで、「サ」とあれば各サービスセンターでも手続きができます。

なお、アクタ西宮ステーションは他の支所等と同様に平日9時00分から17時30分までの取扱い業務となります。

（※3）「参照ページ」に手続きの概要を記載しています。（例：4Aと記載されている項目については4ページのAの項目をご覧ください。）

亡くなられた方についてのご確認		チェック欄	主な手続き	担当部署	場所 （※1）	支所等 （※2）	参照ページ （※3）
子ども	児童を養育しており、児童手当、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・受給者の変更等の届 ・未支払手当請求	子育て手当課 ☎0798-35-3189 ☎0798-35-3190	1階 15番 窓口	—	7B
	子どもを養育していたが、本人の死亡によりひとり親家庭等になる	<input type="checkbox"/>	・児童扶養手当の申請 （公的年金との差額のみ）			—	7C
	児童手当、児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給対象の児童であった	<input type="checkbox"/>	・資格喪失届 ・額改定届			支 ア サ	8A
	亡くなった方が子どもが保育所（認可保育施設）、育成センターまたは市立幼稚園に入所している	<input type="checkbox"/>	（保育所） ・支給認定の変更申請	保育入所課 ☎0798-35-3160	7階 70番 窓口	—	8B
（市立幼稚園） ・支給認定区分の変更申請			学事課 ☎0798-35-3850	6階 65番 窓口			
（育成センター） ・申請事項変更届			利用している育成センターの指定管理者（利用施設により異なります）				
障害	下記のいずれかの手帳を持っていた ・身体障害者手帳・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/>	・手帳の返還	障害福祉課 ☎0798-35-3194 ☎0798-35-3174	1階 14番 窓口	—	8C
	特別障害者手当または障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	・受給資格者の死亡届	障害福祉課 ☎0798-35-3757		8D	
福祉医療	下記のいずれかの福祉医療費助成制度を受給していた ・高齢障害者医療費助成制度 ・高齢期移行医療費助成制度 ・障害者医療費助成制度 ・母子家庭等医療費助成制度 ・乳幼児等・こども医療費助成制度	<input type="checkbox"/>	・受給者証の返還 ・相続人による未申請の医療費支給申請	医療年金課 ☎0798-35-3131	1階 4-2番 窓口	支 ア サ	8E
	亡くなった方の家族（配偶者、子、保護者、被扶養者、その他同一世帯員）は下記のいずれかの福祉医療費助成制度を受給している ・高齢障害者医療費助成制度 ・高齢期移行医療費助成制度 ・障害者医療費助成制度 ・母子家庭等医療費助成制度 ・乳幼児等・こども医療費助成制度	<input type="checkbox"/>	・健康保険などの変更届				9A
	18歳未満の子または20歳未満で高校に在学中の子を養育していた	<input type="checkbox"/>	・母子家庭等医療費助成制度の申請（所得要件等あり）				9B

（次ページへ続きあり）

市役所での必要な手続きチェックリスト（3の3）

（※1）「場所」欄で「〇階〇番窓口」とあるのは市役所本庁舎内の階と窓口の番号です。本庁舎以外の場合は住所等を記載しています。

（※2）「支所等」欄で「支」とあれば各支所で、「ア」とあればアクタ西宮ステーションで、「サ」とあれば各サービスセンターでも手続きができます。

なお、アクタ西宮ステーションは他の支所等と同様に平日9時00分から17時30分までの取扱い業務となります。

（※3）「参照ページ」に手続きの概要を記載しています。（例：4Aと記載されている項目については4ページのAの項目をご覧ください。）

亡くなられた方についてのご確認		チェック 欄	主な手続き	担当部署	場所 (※1)	支所 等 (※2)	参照 ページ (※3)
難病等	下記のいずれかの受給者証を持っていた ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・特定疾患医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・自立支援医療（育成医療）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加証	<input type="checkbox"/>	・受給者証の返還	保健予防課 ☎0798-26-3669	池田 庁舎 2階 (池田 町8- 11)	—	9C
飼い犬	犬を飼っていた	<input type="checkbox"/>	・犬の所有者変更の届出	西宮市動物管理 センター ☎0798-81-1220	鳴尾浜 2丁目 1-4	—	9D
市営住宅	西宮市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	・名義の変更または同居者死亡の届出、住宅の返還	西宮市営住宅管理 センター ☎0798-35-5028	南館 3階	—	9E
農地・森林	農地を所有または貸借等していた	<input type="checkbox"/>	・農地及び農地に関する権利の相続の届出	農業委員会事務局 ☎0798-34-8491	第二 庁舎 11階	—	10A
	森林の土地（地域森林計画対象林）を所有していた	<input type="checkbox"/>	・相続の届出	農政課 ☎0798-34-8481	第二 庁舎 11階	—	10B

市役所での手続き概要

A 原動機付自転車（125cc以下のバイク）、小型特殊自動車の手続き

原動機付自転車（125cc以下のバイク）または小型特殊自動車の所有者が亡くなった場合、市区町村にて手続きが必要です。詳しくは税務管理課（☎0798-35-3209）へお問合せください。

B 軽自動車税の相続人代表者の指定届出

故人が2輪の軽自動車（125cc超250cc以下）、2輪の小型自動車（250cc超）、軽自動車を持っていた場合、相続人代表者を指定していただく手続きが必要です。廃車・名義変更の手続きにつきましては、別途お手続きが必要です。

【手続きをする人】

相続人の代表者

【持ち物】

・相続人代表者指定届出書

【期限】

速やかに

C 市県民税の相続人代表者の指定

故人に市県民税が課税されていた場合、故人に代わって納税の管理等をしていただくために、相続人の代表者を指定していただく手続きが必要です。ただし、故人と同一世帯の方が相続人となる場合には手続きは不要です。

【手続きをする人】

相続人の代表者

【持ち物】

・手続きをする人の本人確認書類

・戸籍謄本など相続人であることがわかる書類

【期限】

速やかに

D 固定資産税の相続人代表者の指定届出

年内に相続登記をされる場合は、届出は不要です。年内に相続登記を済ませていただきますと、翌年分から新しい登記名義人へ固定資産税の通知書をお送りします。

年内に相続登記ができない場合等は、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、「相続人代表者指定届」の提出をお願いします。この届けは、相続登記が完了するまでの間、固定資産税に関する通知書の送付先を確認するための届であり、相続の権利とは一切関係ありません。

【手続きをする人】

相続人の代表者

【持ち物】

・固定資産税の相続人代表者指定届出書

【期限】

翌年の1月末まで

「本人確認書類」は以下の書類をご用意ください。※いずれも有効期限内のものに限ります。

【いずれか1点でよいもの】

マイナンバーカード（通知カードは不可）、運転免許証（運転経歴証明書）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、障害者手帳、在留カード、国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付の身分・資格証明書など

【いずれか2点が必要なもの】

健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、医療費受給者証、顔写真のない住民基本台帳カードなど

市役所での手続き概要

A 世帯主の変更

故人が世帯主であった場合で、同一世帯に残された世帯員が2名以上おり、かつ残った世帯員がいずれも15歳以上である場合、手続きが必要となります。

【手続きをする人】

故人と同一世帯の方

【持ち物】

- ・手続きをする人の本人確認書類
- ・故人と同一世帯の方以外が手続きする場合、委任状

【期限】

世帯主が亡くなった日から14日以内

B 後期高齢者医療の手続き

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、資格喪失届の提出が必要となります。また、故人の葬儀の喪主の方からの申請にもとづき葬祭費を支給します。手続きは郵送でも行えます。郵送での手続きを希望される場合は、高齢者医療保険課（☎0798-35-3192）までご連絡ください。

【手続・持ち物】

- 資格喪失の届出
 - ・届出者の本人確認書類
 - ・故人の被保険者証
 - ・(対象者のみ)限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証
- 葬祭費の支給申請
 - ・申請者の本人確認書類
 - ・振込先の口座名義人が喪主と異なる場合は、喪主の本人確認書類及び委任状
 - ・葬儀の領収書や会葬御礼ハガキなど故人と喪主の氏名が確認できるもの
 - ※両方の確認ができない場合等には、喪主の申立書と喪主の本人確認書類が必要となります。
 - ・預金通帳など振込先の口座番号が確認できるもの

C 国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者であった場合、資格喪失届の提出が必要となります。また、故人の葬儀の喪主の方からの申請にもとづき葬祭費を支給します。手続きは郵送でも行えます。郵送での手続きを希望される場合は、国民健康保険課（☎0798-35-3117・3120）までご連絡ください。

【手続・持ち物】

- 資格喪失の届出
 - ・届出者の本人確認書類
 - ・故人の被保険者証
 - ・(対象者のみ)故人の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証
 - ・(70歳～74歳の方のみ) 高齢受給者証
- 葬祭費の支給申請
 - ・申請者の本人確認書類
 - ・申請者が喪主と異なる場合は、喪主からの委任状(申請・受領)
 - ・葬儀の領収書や会葬御礼ハガキなど喪主の氏名と故人が確認できるもの
 - ※両方の確認ができない場合等には、加えて喪主の申立書が必要となります。
 - ・預金通帳など振込先の口座番号が確認できるもの

「本人確認書類」は以下の書類をご用意ください。※いずれも有効期限内のものに限ります。

【いずれか1点でよいもの】

マイナンバーカード(通知カードは不可)、運転免許証(運転経歴証明書)、住民基本台帳カード(顔写真付き)、パスポート、障害者手帳、在留カード、国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付の身分・資格証明書など

【いずれか2点が必要なもの】

健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、医療費受給者証、顔写真のない住民基本台帳カードなど

市役所での手続き概要

A 国民健康保険の世帯主変更

故人が世帯主であった場合で、故人と同一世帯の方で国民健康保険の方がいる場合、国民健康保険の世帯主変更の手続きが必要となります。

【手続きをする人】

新しい世帯主または同一世帯員

【持ち物】

- ・手続きをする人の本人確認書類
- ・同一世帯全員の国民健康保険の被保険者証
- ・新しい世帯主または同一世帯員以外の方が手続きする場合は、委任状

B 国民年金種別変更の届

故人が厚生年金、共済組合に加入していて、その扶養に入っていた配偶者の方（20歳以上60歳未満、年収130万円未満）は国民年金の種別が第3号から第1号に変更になりますので、国民年金種別変更の届出が必要です。

【手続きをする人】

故人の扶養に入っていた配偶者

【持ち物】

- ・手続きをする人の本人確認書類
- ・手続きをする人の基礎年金番号がわかるもの（基礎年金番号通知書など）

【期限】

故人が亡くなった日から14日以内

C 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求

遺族基礎年金は、国民年金加入中の方が亡くなられたとき、その方によって生計維持されていた子どもを持つ配偶者や、お子さんのうち、所定の支給条件を満たす方が受け取れます。

寡婦年金は、10年以上の期間にわたり国民年金第1号被保険者であった夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻が60歳から65歳までの間、受けることができます。

死亡一時金は、国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の方が、他の老齢基礎年金・障害基礎年金を受取ることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた遺族が受給できます。

いずれの場合も、詳しくは医療年金課（☎0798-35-3124）にお問合せください。

D 未支給年金等の請求

故人が生前受け取ることができなかった年金または給付金を、生計を共にしていた親族が請求することができます。詳しくは医療年金課（☎0798-35-3124）にお問合せください。

E 緊急通報機器の返還

西宮市は、ひとり暮らし等の身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、市が委託する業者による駆けつけ対応等によって、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。

機器を貸与されていた方が亡くなられたら、返還をお願いします。

「本人確認書類」は以下の書類をご用意ください。※いずれも有効期限内のものに限ります。

【いずれか1点でよいもの】

マイナンバーカード（通知カードは不可）、運転免許証（運転経歴証明書）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、障害者手帳、在留カード、国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付の身分・資格証明書など

【いずれか2点が必要なもの】

健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、医療費受給者証、顔写真のない住民基本台帳カードなど

市役所での手続き概要

A 介護保険の手続き

故人が65歳以上の方または40歳から64歳で介護認定を受けていた方で（認定申請中含む）、介護保険被保険者証や介護保険負担割合証等がお手元にある場合には、返還してください。郵送で返還の場合は、高齢介護課まで郵送してください。紛失等で、証が手元にない場合は、手続きは不要です。

高齢介護課からの郵便物は、故人の住民票住所または送付先として登録済の住所へお送りします。別住所の「遺族」への送付を希望する場合には、送付先変更届を提出してください。西宮市ホームページからダウンロード（ページ番号：67074382）をして、郵送での提出も可能です。

65歳以上の方の介護保険料については、月割りで再計算をして変更通知書をお送りします。精算により、納付が必要な方には納付書を同封していますので、お支払いをお願いします。納め過ぎの保険料がある場合には、還付金（お返しするお金）のお知らせをお送りします。

認定申請中の場合は、手続き内容の確認が必要ですので、高齢介護課（☎0798-35-3133）へご連絡ください。

【持ち物】

- ・故人の介護保険被保険者証
- ・（対象者のみ）故人の介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
- ・届出人の本人確認書類（送付先変更届を提出する場合）

B 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給者の変更等

児童手当、児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給していた方が亡くなった場合、資格喪失の届出とともに、故人の代わりに児童を養育する方が申請者となり手当受給の認定請求をしていただきます。また、未支払の手当がある場合、これを請求していただくこともできます。（未支払の請求及び児童手当の受給者変更は支所・アクタ西宮ステーション・サービスセンターでも可能）

●児童手当の受給していた方が亡くなった場合

【手続きをする人】

新たに児童を養育する方（変更後の受給者）

【持ち物】

- ・口座番号確認書類（対象児童及び変更後の受給者名義のもの）
- ・手続きをする人の本人確認書類
- ・[私学共済以外の共済に加入の場合]健康保険証または年金加入証明書
- ・[児童が他市区町村在住の場合]マイナンバー確認書類

【期限】

死亡の翌日から15日以内

●児童扶養手当を受給していた方が亡くなった場合

【手続きをする人】

新たに児童を養育する方（変更後の受給者）

【持ち物】

- ・児童扶養手当証書
- ・口座番号確認書類（対象児童名義のもの）
- ・手続きをする人の本人確認書類

●特別児童扶養手当を受給していた方が亡くなった場合

【手続きをする人】

新たに児童を養育する方（変更後の受給者）

【持ち物】

- ・特別児童扶養手当証書
- ・手続きをする人の本人確認書類
- ・マイナンバー確認書類（変更後の受給者及び児童のもの）
※マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードまたは住民票の写し。ただし住民票の写しはマイナンバーが記載されているもののみ可
- ・口座番号確認書類（対象児童名義のもの）

C 児童扶養手当の申請

児童扶養手当は、父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母又は父や、父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

児童を養育していた方が亡くなり、ひとり親家庭等になった場合、新たに児童を養育する方に支給される場合があります（所得要件等あり）。詳しくは子育て手当課（☎0798-35-3190）にお問合せください。

市役所での手続き概要

A 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の資格喪失届、額改定届

手当の対象となっていた児童が亡くなった場合、資格喪失届または額改定届の提出が必要です。

【手続きをする人】

故人（児童）を養育していた方（受給者）

【持ち物】

- ・手続きをする人の本人確認書類

B 保育所、育成センター、市立幼稚園の手続き（世帯員の死亡）

故人が保育所（認可保育施設）、留守家庭児童育成センターまたは市立幼稚園に入所等している児童の父母であった場合、変更の手続きが必要です。

【持ち物】

- 保育所（認可保育施設）に入所している場合
支給認定変更申請書（市のホームページからダウンロード可能）
- 留守家庭児童育成センターを利用している場合
申請事項変更届（市のホームページからダウンロード可能）
- 市立幼稚園に入所している場合
施設等利用給付認定変更申請書（市のホームページからダウンロード可能）

C 身体障害者手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

手帳の交付を受けた方が亡くなった場合は、返還届を提出していただき、手帳の返還をお願いします。

D 特別障害者手当、障害児福祉手当の資格喪失届

特別障害者手当または障害児福祉手当を受給していた方が亡くなった場合、資格喪失の届出が必要です。

【持ち物】

- ・故人の配偶者または扶養義務者の本人確認書類
- ・故人の配偶者または扶養義務者の口座番号確認書類

【期限】

故人が亡くなった日から14日以内

E 福祉医療費助成制度の手続き

福祉医療費助成制度（高齢障害者医療費助成制度、高齢期移行医療費助成制度、障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、乳幼児等・こども医療費助成制度）を受給していた方が亡くなった場合は、受給者証の返還をお願いします。また、未申請の医療費がある場合、相続人による申請の手続き等についてご案内させていただきます。

【手続・持ち物】

- 受給者証の返還
 - ・故人の福祉医療費受給者証
- 未申請の医療費支給申請
 - 故人が県外の医療機関で受診をしていた場合など、医療費が支給される場合があります。状況に応じ必要な持ち物が異なりますので詳しくは医療年金課（☎0798-35-3188）にお問合せください。

「本人確認書類」は以下の書類をご用意ください。※いずれも有効期限内のものに限ります。

【いずれか1点でよいもの】

マイナンバーカード（通知カードは不可）、運転免許証（運転経歴証明書）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、パスポート、障害者手帳、在留カード、国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付の身分・資格証明書など

【いずれか2点が必要なもの】

健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、医療費受給者証、顔写真のない住民基本台帳カードなど

市役所での手続き概要

A 福祉医療費助成制度の内容変更手続き

福祉医療費助成制度（高齢障害者医療費助成制度、高齢期移行医療費助成制度、障害者医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、乳幼児等・こども医療費助成制度）受給者の保護者、配偶者、扶養義務者のいずれかが亡くなった場合、届出内容の変更（保険の変更、扶養義務者の変更等）の手続きが必要です。

【持ち物】

- ・福祉医療費受給者証
- ・健康保険証

※その他、状況に応じ必要な持ち物が異なる場合があります。詳しくは医療年金課（☎0798-35-3131）にお問合せください。

B 母子家庭等医療費助成制度の申請

18歳未満の子または20歳未満で高校に在学中の子を養育していた方が亡くなり、新たにひとり親家庭になった場合、その遺児と、これを監護する母（父）に対し、申請にもとづいて母子家庭等医療費受給者証を交付し、健康保険が適用される医療費について、市は自己負担の一部を助成し、受給者の費用負担を軽減します（所得要件等あり）。

【手続きをする人】

子を監護する母または父

【持ち物】

- ・健康保険証(母または父と子どものもの)
- ・戸籍謄本(母または父と子どものもの)

※その他、状況に応じ必要な持ち物が異なる場合があります。詳しくは医療年金課（☎0798-35-3131）にお問合せください。

C 指定難病等の医療受給者証の返還

故人が、下記のいずれかの受給者証を持っていた場合は、返還届の提出をお願いしています。提出が無い場合、死亡後でも更新の案内が送付されることがあります。

- ・特定医療費（指定難病）受給者証
- ・特定疾患医療受給者証
- ・小児慢性特定疾患医療受給者証
- ・自立支援医療（育成医療）受給者証
- ・肝炎治療受給者証
- ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者証
- ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加証

D 犬の所有者の住所・氏名等の変更

故人が飼っていた犬を新たに飼うことになった方は、所有者変更の届出が必要です。詳しくは西宮市動物管理センター（☎0798-81-1220）へお問合せください。

E 市営住宅に関する届出等

故人が西宮市営住宅に入居していた場合、下記の手続きが必要です。詳しくは西宮市営住宅管理センター（☎0798-35-5028）にお問合せください。

- 市営住宅の名義人が亡くなり、同居人が新たに名義人となる場合
市営住宅の名義変更
- 市営住宅を退去される場合
市営住宅の返還
- 名義人でない同居人が亡くなった場合
同居者死亡の届出

市役所での手続き概要

A 農地に関する届出

故人が農地を所有、または農地に関する権利を持っていた場合、相続人の方は相続の届出が必要です。詳しくは農業委員会事務局（☎ 0 7 9 8 - 3 4 - 8 4 9 1）へお問合せください。

B 森林の土地に関する届出

故人が地域森林計画対象林の土地を所有していた場合、相続人の方は相続の届出が必要です。詳しくは農政課（☎ 0 7 9 8 - 3 4 - 8 4 8 1）へお問合せください。

市役所では、このようなご相談も承っています

相続に関する法律相談をしたい

●法律相談

西宮市にお住まいの方（在勤・在学を含む）を対象に、日常生活上の法律問題について弁護士がご相談に応じています。**相談にあたっては、予約が必要です。**

なお、法律相談は、法律問題でお困りの市民の方に、問題解決のための糸口を提供することを目的としています。市民の皆様に公平に相談の機会を提供する必要があることから、同じ内容を継続して相談することはできません。

また、異なる相談内容であっても、同じ方からの複数回の相談はご遠慮いただく場合があります。

【担当部署】市民相談課

【予約電話番号・問合せ先】：0798-35-3100

ひとり親家庭になってしまい、生活資金や教育費用が足りない

●母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭や寡婦の方の経済的自立をお手伝いし、生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために、各種資金の貸付を行っています。この資金については、貸付条件がありますので、貸付をご希望の方は事前に下記までご連絡ください。

【担当部署】子供家庭支援課 【問合せ先】0798-35-3166

●奨学金

高校生・大学生等を対象に奨学金の給付又は貸付を行っています（所得制限あり）。ご希望の方は下記までご連絡ください。

【担当部署】学事課 【問合せ先】0798 - 35 - 3817

●就学奨励金（市立小・中・義務教育学校）

西宮市立小学校・中学校・義務教育学校の児童・生徒及び西宮市に居住する兵庫県立芦屋国際中等教育学校前期課程の生徒の保護者を対象に、給食費や学用品費などの学校教育活動における必要な経費の一部を援助しています。援助の認定には各種要件がありますので、ご希望の方は下記までご連絡ください。

【担当部署】学事課 【問合せ先】0798 - 35 - 3851

(参考) 市役所以外での、おくやみに関する主な手続き一覧

対象	主な手続き	問合せ先
厚生年金 等	<ul style="list-style-type: none"> ●未支給年金の請求(老齢基礎年金、老齢・障害・遺族などすべての厚生年金、旧国民年金法の老齢・通算老齢・障害年金) ●遺族厚生年金、遺族基礎年金の請求 	西宮年金事務所(津門大塚町 8-26) ☎ 0798-33-2944 ☎ 0570-05-4890【予約受付専用電話】
健康保険(※)	<ul style="list-style-type: none"> ●埋葬料(埋葬費)の請求 	ご加入の協会けんぽ、健康保険組合、共済組合にお問合せください。
2輪の軽自動車(125cc超 250cc以下) 2輪の小型自動車(250cc超)	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車・名義変更 	神戸運輸監理部兵庫陸運部(神戸市東灘区魚崎浜町 34-2) ☎ 050-5540-2066 (自動車手続きヘルプデスク)
軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車・名義変更 	軽自動車検査協会兵庫事務所(神戸市東灘区御影本町 1丁目 5-5) ☎ 050-3816-1847
普通自動車	<ul style="list-style-type: none"> ●税金に関する手続き 	阪神南県民センター西宮県税事務所(西宮市櫛塚町 2-28) ☎ 0798-39-6113 (課税) ☎ 0798-39-6101 (納税証明・還付)
	<ul style="list-style-type: none"> ●廃車・名義変更 	神戸運輸監理部兵庫陸運部(神戸市東灘区魚崎浜町 34-2) ☎ 050-5540-2066 (自動車手続きヘルプデスク)
国税関係	<ul style="list-style-type: none"> ●相続税の申告 ●所得税・消費税の申告 	西宮税務署(江上町 3-35) ☎ 0798-34-3930
不動産登記関係	<ul style="list-style-type: none"> ●土地・家屋等の相続登記(令和6年4月1日から、相続登記が義務化されます。) 	神戸地方法務局西宮支局(浜町 7番 3 5号 西宮地方合同庁舎内) ☎ 0798-26-0061 ※相談は予約必須

(※) 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入の方が亡くなった場合は、5ページ B、または5ページ C 及び6ページ A をご確認ください。